

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：特定外来生物の指定

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

評価実施時期：令和8年（2026年）5月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 規制の追加に伴い、大規模な設備投資等が想定されないことから、負担の合計として、年間10億円未満になり、かつ、個々の規制対象者の順守費用について、3「負担の把握」＜遵守費用＞にて記載のとおり、1回当たり9千円と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を防止するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号。以下「令」という。）により、特定外来生物として定められた外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いについて規制を行っている（法第 2 条、第 4 条～第 10 条）。今般、専門家による議論の結果、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあることにつき新たに知見が得られた以下①～⑤の外来生物を、法第 2 条第 1 項の政令で定める特定外来生物として追加する。

①Lepomis 属（ブルーギル属）12 種

②Maccullochella peelii（マーレーコッド）

③Macquaria ambigua（ゴールドデンパーチ）

④Coreoperca 属（オヤニラミ属）に属する種のうち Coreoperca kawamebari（オヤニラミ）以外のもの

⑤①に属する種間の交雑により生じた生物

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 上記の種について、2025 年 10 月に開催された「特定外来生物等専門家会合」も踏まえ、法の主務省として、以下の考え方から特定外来生物に指定することが妥当であると判定したところである。

①Lepomis 属（ブルーギル属）12 種及び⑤①に属する種間の交雑により生じた生物

Lepomis 属（ブルーギル属）には 13 の種が属しており、既に我が国に定着し、特定外来生物の種であるブルーギルに加え、近年、パンプキンシードサンフィッシュ及びロングイヤーサンフィッシュの 2 種の国内定着が確認されている。そのほか、未定着の 10 種はいずれも北米原産であり、日本各地で定着が可能と考えられる。対象とする 12 種については、体内卵数は多い種では 1.5～3 万粒に達し、多くの種は 2 年（早い種では 1 年）で成熟する、孵化した仔魚の保護を行うなど繁殖力が高い。またいずれの種も基本的に雑食性で幅広い食性を示し、魚食性も強く、我が国に定着すれば生態系に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このことから、ブルーギルを除く Lepomis 属（ブルーギル属）12 種を特定外来生物の種に追加することが適当である。また、Lepomis 属（ブルーギル属）は同属間の種間交雑が知られており、交雑個体は成長が早くなる事例もあるため、同属の属間交雑種についても、特定外来生物に追加することが適当である。

②Maccullochella peelii（マーレーコッド）

Maccullochella peelii（マーレーコッド）は、大型になる捕食性のスズキ亜目魚類であり、日本では観賞魚として利用されている他、最近管理釣り場での利用がされ始めた。河川や湖沼に導入されれば定着し、在来生物の捕食によって、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に重大な被害を及ぼすおそれがある。このことから、Maccullochella peelii（マーレーコッド）を特定外来生物の種に追加することが適当である。

③Macquaria ambigua（ゴールドデンパーチ）

Macquaria ambigua（ゴールドデンパーチ）は、大型になる捕食性のスズキ亜目魚類であり、現在は、日本では観賞魚としての利用されている。河川や湖沼に導入されれば定着し、在来生物の捕食によって、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に重大な被害を及ぼすおそれがある。このことから、Macquaria ambigua（ゴールドデンパーチ）を特定外来生物の種に追加することが適当である。

④Coreoperca 属（オヤニラミ属）に属する種のうち Coreoperca kawamebari（オヤニラミ）以外のもの
Coreoperca 属（オヤニラミ属）には4種が属している。このうち、コウライオヤニラミは2017年に宮崎県大淀川水系において国内で初めて記録され、既に同水系内に定着し分布を拡大させているほか、昨年、群馬県の河川においても新たに生息が確認されている。肉食性が強く、本種が定着した大淀川水系においては、底生性魚類が著しく減少し、同水系固有種のおオヨドシマドジョウの生息にも大きな影響を及ぼしている。同属のうち、Coreoperca liui は国内での確認事例はないが、同属のナンエツオヤニラミは宮崎県大淀川水系で個体が確認された事例がある。これらの種が国内に定着した場合には、コウライオヤニラミと同等に生態系に重大な被害を及ぼすおそれがある。これらのことから、在来種であるオヤニラミを除く同属全種を特定外来生物の種に追加することが適当である。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 上記の種について、特定外来生物として定められた場合、外来生物の飼養、保管、運搬（以下「飼養等」という。）、輸入や野外への放出、輸入その他の取扱いについて規制が行われる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ Lepomis 属（ブルーギル属）12種や Lepomis 属の交雑種については、現時点で国内での飼養等は基本的にはないと考えられ、この度特定外来生物に指定することで、輸入や放出等を規制し、生態系等に係る被害を生じさせない効果が得られる。また、Lepomis 属（ブルーギル属）12種の一部の種は国内の定着が確認されており、野外の個体の運搬及び放出を抑制し、更なる生息域の拡大を防ぐことができるという効果が得られる。
マーレーコッド、ゴールドンパーチは過去10年でそれぞれ約3500尾、約3000尾の輸入があり、Coreoperca 属（オヤニラミ属）のうちコウライオヤニラミについても過去10年で約960尾の流通がある。今回の規制により、飼養している個体の放出等を抑制し、更なる生息域の拡大を防ぐことができるという効果が得られる。また、コウライオヤニラミは国内の定着が確認されており、野外の個体の運搬及び放出を抑制し、更なる生息域の拡大を防ぐことができるという効果が得られる。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 申請者による許可申請等にかかるコスト

今回の指定により、上記の種類について飼養等を行う際には許可申請の対象となるため、当該行為を行う場合には許可申請等のための書類作成、提出に係るコストが新たに発生する。その申請件数を正確に予測することは困難であるが、Coreoperca 属（オヤニラミ属）のコウライオヤニラミについて、インターネットオークションサービスにおける、2014年12月から2024年12月までのコウライオヤニラミの実売個体数の合計が960尾であったことを踏まえ、年間の実売個体数が約100個体、輸送途中や導入直後に死ぬ個体が30%、残りの個体が平均3年程度生存すると仮定すると、国内で約210尾程度が飼養されていると考えられる。1人あたり1尾を飼養していると仮定して、1件当たり1/2人日を要とした場合、1人日18千円(4,780,000円(※2)÷(5日×52週))として計算すると、指定当初は約1,930千円の遵守費用が生じることとなる。

また、マーレーコッドとゴールデンパーチについては、2015年10月～2025年9月の過去10年間でそれぞれ約3500尾、約3000尾が輸入（単位が重量で輸入されているものは除く）されており、このうち40%が輸入時に死亡すると仮定し、また年間実売個体数はその一年間の輸入量の50%とすると、年間の実売個体数はそれぞれ約105尾、約90尾と仮定でき、また国内で輸送途中や導入直後に死ぬ個体が更に30%、残りの個体が平均8年程度生存すると仮定すると、国内でそれぞれ約588尾、約500尾飼養されていると考えられる。1人あたり1尾を飼養していると仮定して、1件当たり1/2人日を要とした場合、1人日18千円（4,780,000円（※2）÷（5日×52週））として計算すると、指定当初はそれぞれ約5,405千円、約4,596千円の遵守費用が生じることとなる。

これら3種の試算を総計すると、約11,932千円の費用負担となる。なお、試算したいずれの種についても、指定後は愛がんを目的として新たに飼養を開始することはできないため、指定後の新規申請は水族館での展示等に限られ、申請数は大幅に減少する見込みである。

（※2）「令和6年分民間給与実態統計調査」（国税庁）より平均給与額（年間）を引用。

<行政費用>

・許可申請等審査にかかるコスト

現在、特定外来生物に関する許可申請等手続は、環境省の地方支分部局である各地方環境事務所にて実施している。【遵守費用】で記載した件数を参考に許可申請等件数を約1300件と仮定し、これらの審査事務について1件当たり2人日を要とした場合、1人日約19千円（4,973,760円（※3））÷（5日×52週）として計算すると、指定当初は約49,661千円の費用が生じることとなる。なお、指定後は愛がんを目的として新たに飼養を開始することはできないため、指定後の新規申請は水族館での展示等に限られ、申請数は大幅に減少する見込みである。

（※3）「令和7年国家公務員給与等実態調査の結果」の行政職俸給表(一)の平均給与を元に計算。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ・ 上記の種のうちLepomis属（ブルーギル属）12種は、現時点での市場流通はないものと認識している。また、その他の種についても、流通量については限定的で、マーレーコッド、ゴールデンパーチ、コウライオヤニラミの合計推定飼養数が約1300件と多いものではないと認識している（流通量が多いガー科では、指定から6月程度で3400件以上の申請あり）。今回の規制による影響は限定的であると考えられたため、意見聴取は行わなかった。

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

・

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・

<上記以外の法令案>

- ・ 施行から5年後（令和10年）に事後評価を実施する。